

# 平成20年度

国土交通省北陸地方整備局の

# 国有地売払

先着順売払のご案内

国土交通省 北陸地方整備局  
(担当) 総務部 契約課 管財係  
新潟市中央区美咲町1-1-1  
美咲合同庁舎1号館3階

Tel 025-280-8880(代表)  
(内線)2541, 2542  
<http://www.hrr.mlit.go.jp/>

## 物件売払(先着順)の手順について

### 売払公告

●別紙「先着順売払物件一覧表」(以下「一覧表」といいます。)の中からお希望の物件をお探してください

●売払申請に必要な書類は、一覧表に記載されている物件を管理している事務所(以下「事務所」といいます。)で配布しております。また、北陸地方整備局のホームページにも掲載されております。

### 現地確認

●現地は必ず確認してください。

現地での説明を希望される場合は、事務所担当係に申し出てください。随時、職員が現地案内をします。

### 売払申請

●現地確認後、物件の買受を希望される場合は、受付期間内に「普通財産売払申請書」(以下「申請書」といいます。)を事務所に申請してください。

### 契約説明

●受付期間内に最も早く申請書が受け付けられた方を売り払いの相手方(以下「契約予定者」といいます。)に決定します。なお、受付は日を単位とし、同一日に申請者が2名以上いる場合は、後日抽選により決定します。

●契約予定者に、必要書類や契約関係諸費用等について説明します。

### 契約締結・契約保証金納付

●契約締結時に、契約保証金として売払代金の10%以上を納付していただきます。

●契約予定者が決定された日から7日以内に契約を締結します。

### 代金納付・土地引渡し

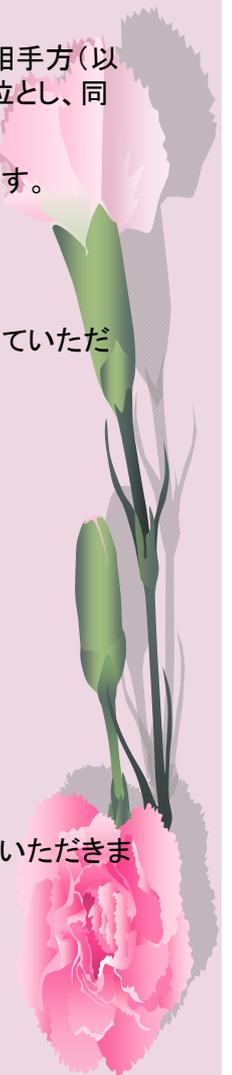
●売買代金を、納入期限までに一括納付してください。

●代金を全額納付した時点で、土地を引き渡します。

### 所有権移転登記・受領書提出

●代金納入を確認後、国が所有権移転登記を囑託します。

●登記完了証及び登記識別情報等と引き換えに受領書を提出していただきます。



# 国有財産先着順売り払いのご案内

## 1. 前提条件(売り払い申請書を提出していただく前に)

①「先着順売払公告」「先着順売払物件一覧表」「売買契約書(案)」等をよくお読みください。

①物件の場所、売払価格、売払相手方の決定方法等は、すべて上記の「先着順売払公告」等に記載されています。

「売払申請書」はそれぞれの物件を管理している事務所にて配布いたします。また、北陸地方整備局のホームページにも掲載されていますので、印刷して用いることもできます。

②思わぬ誤解が生じることもありますので、この案内書のほか、掲載されている書類には必ず目を通して下さい。

**b売払物件は、すべて現況有姿の引渡しとなります。**

①売払物件は、当該土地上のすべての工作物・樹木等を含むものとし、契約後の物件引渡しについても現況有姿で行われます。

②売払物件は、基本的に地質・構造調査等を行っていません。現況有姿の引渡しとなります。

**c建築制限について、予めご自身で調査してください。**

①契約した後、当該物件を利用するにあたっては、都市計画法、建築基準法等の各種法令、条例等の規制を受けることになります。

②利用計画に見合った土地利用の可否は、予めご自身で十分に調査してください。

③各種供給施設(上・下水道、電気、ガス等)の利用にあたっては、各事業者と相談してください。

**d売買契約は実測数量で行います。**

①公示書や物件調書に記載された実測数量が、売買契約の対象数量となります。

②図面については、現状と異なる場合があり、表記されている個人名等についても、これを特定するものではありませんので、予めご了承願います。

③現況と差異が生じた場合には現況が優先されますので、売払申請書の提出前に必ず現地を確認してください。

## 2. 売払物件及び売払を申請するための資格

### a売払物件

①別紙「先着順売払物件一覧表」のとおりです。

②物件の詳細等は、希望する物件を管理する事務所で「物件概要」を配布しております。また、北陸地方整備局のホームページにも掲載されています。

### b売払を申請するための資格

国有財産法(昭和23年法律第73号)第16条の規定に該当する者以外の方なら、どなたでも参加できます。

## 3. 現地説明の実施

**a現地説明は、売払物件を管理する事務所で、随時実施します。**

現地説明を希望する旨、売払物件を管理する事務所に申し出てください。

**b説明希望者に現地の案内を致します。**

①売払申請書の提出前に、必ず、ご自身で現地を確認して下さい。

②後日、境界等について紛争が生じた場合も一切関与しません。

